

守谷市総合計画審議会委員の推薦について

1 任期 令和2年9月~令和3年12月（予定）

2 人数 1名

※資料

○守谷市総合計画審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、守谷市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（任務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の件について調査、審議し、答申する。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 国土利用計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (2) 知識経験者（該当）